登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三四、五〇〇号の一　平成二十二年十月十五日　ローマ字チャレンジャー～勇者のメダルを手に入れろ！～文房具キャラクターB群　平成二十二年九月四日　絵画

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年九月四日にＴｏｓｈｉの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
石川登志之　静岡県静岡市清水区天神一丁目一番一八号

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三四、五〇一号の一　平成二十二年十月十五日　ローマ字チャレンジャー～勇者のメダルを手に入れろ！～文房具キャラクターC群　平成二十二年九月四日　絵画

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年九月四日にＴｏｓｈｉの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
石川登志之　静岡県静岡市清水区天神一丁目一番一八号

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三四、五〇二号の一　平成二十二年十月十五日　ローマ字チャレンジャー～勇者のメダルを手に入れろ！～文房具キャラクターD群　平成二十二年九月四日　絵画

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年九月四日にＴｏｓｈｉの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
石川登志之　静岡県静岡市清水区天神一丁目一番一八号

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三四、五一七号の一　平成二十二年十一月十一日　ＵＮＩＶＥＲＳＡＬ　Ａ　平成二十二年九月十六日　図面

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年九月十六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
寺野伸一　愛知県常滑市大野町三丁目五九

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三四、五四一号の一　平成二十二年十一月十七日　マッチ棒や　平成二十二年十月九日　美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年十月九日にるりな☆の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
小暮明美　東京都練馬区石神井台四丁目十一番十一号

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、五四四号の一　平成二十二年十一月十七日　人生好転のカギはあなた自身の中にある　潜在意識を変える7つのセラピー　平成二十二年九月十六日　言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年九月十六日によしだひろこの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
彦坂ひろ子　東京都文京区根津一―二三―九　プレジデントハイツ根津六〇一

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
Ｐ第九、九三六号―一　平成二十二年十二月二十日　ウェブパチ　ゲームホールシステム　平成二十二年五月十五日　プログラムの著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年五月十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
ジョイバンク株式会社　大阪府吹田市垂水町三丁目三三番一六号

○厚生労働省農林水産省告示第一号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、社団法人日本冷凍食品協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月九日

厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　変更前の事務所の所在地
東京都中央区日本橋小舟町十番六号
二　変更後の事務所の所在地
東京都中央区築地三丁目十七番九号
三　変更の時期
平成二十三年一月十七日

○厚生労働省農林水産省告示第二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十三年一月二十七日付けをもって社団法人日本冷凍食品協会の認定業務規程の変更の認可をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月九日

厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定認定機関の名称
社団法人日本冷凍食品協会
二　変更の概要
事務所の所在地を「東京都中央区日本橋小舟町十番六号」から「東京都中央区築地三丁目十七番九号」に変更する。
三　変更後の認定業務規程
変更後の社団法人日本冷凍食品協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（一次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県関市中之保字山道ノ上二三〇〇、字中島一八二二の三、字中屋敷二四一七の一、二四一八、二四一九の一、二四三八の一、二四三八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山道ノ上二三〇〇・字中島一八二二の三・字中屋敷二四一七の一・二四一八・二四一九の一・二四三八の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。